

◎新潟県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 能生インター線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字能生字聖町1826番2から同市大字能生字新町7098番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年10月4日